

「シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品」に係る 食品健康影響評価について

厚生労働大臣から平成16年3月24日付けで意見を求められた「シンフィツム（いわゆるコンフリー）及びこれを含む食品」に係る食品健康影響評価について、6月17日に開催された食品安全委員会第49回会合において審議を行い、以下のとおり食品健康影響評価の結果を取りまとめ、厚生労働大臣に通知しました。

- 1) シンフィツム（いわゆるコンフリー）が原因と考えられるヒトの肝静脈閉塞性疾患等の健康被害例が海外において多数報告されており、特に幼児については、より感受性が高いとの報告がある。しかしながら、コンフリーそのものの各種毒性試験が十分に実施されていないなど、コンフリーを食することによるリスクの程度について定量的に評価するための情報は現時点において不十分である。ただし、豪州・ニュージーランドにおいてはコンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドについて暫定的耐容摂取量（ $1\mu\text{g}/\text{kgbw}/\text{day}$ ）が設定されている。
- 2) 日本においてコンフリーを使用した健康食品等がインターネットを使って販売されていることが確認されており、これらの健康食品等を摂取することによって健康被害が生じるおそれがあると考えられる。
- 3) また、日本においてコンフリーが家庭菜園等で栽培されているとの情報もあり、栽培又は自生しているコンフリーを摂食することによる健康被害が生じる可能性も否定できないことから、広く国民一般に対し、コンフリーを摂食することのリスクについて注意喚起するなど適切なリスク管理措置を講じるべきであると考えられる。
- 4) さらに、コンフリー以外のピロリジジナルカロイドを含む食品については、日本において一般的に大量又は長期的に摂取する実態はないものと考えられ、これらの食品を摂取することによるリスクはコンフリーに比べて低いと推測されるが、引き続き摂取実態及びピロリジジナルカロイド含量等の関連情報の収集に努め、それらによって得られた知見に基づき適宜食品健康影響評価を行っていくことが適切である。

本件については、平成16年6月14日に食品安全委員会及び毒・自然毒等専門調査会において評価結果が取りまとめられ、6月17日に食品安全委員会に報告されました。

食品安全委員会における審議の結果、速やかに厚生労働大臣に対して通知することとなり、同日付けで通知しており、併せて同日から広く国民からの意見・情報の募集を開始しております。

諸外国の対策

カナダ：消費者に対して、コンフリー又はこれを含む食品を使用しないように勧告しています。

豪州・ニュージーランド：コンフリー等に含まれるピロリジジナルカロイドについて暫定的耐容摂取量（ $1\mu\text{g}/\text{kgbw}/\text{day}$ ）を設定するとともに、コンフリーを食用に添加することや食用に供することを禁止しています。

米国：米国食品医薬品局（FDA）から関係業界に対し、コンフリー等を含む栄養補助食品の自主回収等を勧告しています。

ドイツ：ハーブサプリメントからのピロリジジナルカロイド及びN-オキシド体の最大許容摂取量を $0.1\mu\text{g}/\text{日}$ と定め、1年間に6週間までであれば、1日 $1\mu\text{g}$ までの摂取は許容されるとしています。

(参考) シンフィツム (いわゆるコンフリー、学名 : *Symphytum spp.*)

ヒレハリソウともいいます。ムラサキ科ヒレハリソウ属の多年生草本で、コーカサスを原産地とし、ヨーロッパから西アジアに分布します。草丈は60~90cmで、直立し、全身に粗毛が生え、葉は卵形から長卵形。初夏から夏にかけて花茎を伸ばして釣鐘上の白~薄紫色の花を咲かせます。

今回、厚生労働省から評価を求められたコンフリーは、コンフリー属 (*Symphytum spp.*) 全般であり、主な種として、通常のコンフリー (*S. officinale*)、プリックリーコンフリー (*S. asperum*)、ロシアンコンフリー (*S. x uplandicum*) などがあります。



志賀高原のコンフリー (*Symphytum officinale*) 中央の長卵形の葉の植物

写真提供 : 佐竹元吉 (かび毒・自然毒専門調査会座長 : お茶の水女子大学教授)

問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局
評価課 梅田、青木
電話 : 03-5251-9163 又は 9166